4　端数処理

本文中に別途定める場合を除き、更生債権の本章第３節２に定める権利の変更において生じる免除後の更生債権額及び前項「債権譲渡等の取扱い」における債権譲渡等をした者が受ける免除額配賦額の１円未満の端数又は１セント未満の端数は、これを切り上げる。

第４章　未確定更生債権等の措置

第１節　査定申立等（未確定更生担保権）

別表６「未確定更生担保権及びそれに伴う更生債権一覧表」記載の更生担保権については、管財人が同表の「更生担保権として」「認めない額」欄記載のとおりに認否をしたことから、当該債権者から、同表の「更生担保権の査定請求額」欄記載の額について更生担保権査定の申立てがあり、現在手続が係属中である。

第２節　未確定更生債権等の措置

１　未確定更生担保権

別表６「未確定更生担保権及びそれに伴う更生債権一覧表」記載の未確定更生担保権（以下「本件未確定更生担保権」という。）については、第７章第１節５⑵②の定めにより分割新会社が更生会社から免責的に承継した上で、以下のとおり取り扱うものとする。

⑴　更生担保権として確定した場合

本件未確定更生担保権が更生担保権として認められ確定したときは、以下のとおり権利の変更及び弁済を行う。

①　本件未確定更生担保権については、その弁済に先立ち、管財人（本件効力発生日以降は分割新会社。以下「管財人又は分割新会社」という。）は、以下の手順に従って、別表９－１「担保権の目的物一覧表（土地）」物件番号23記載の不動産（以下「売却対象不動産」という。）を売却する。

ア　管財人又は分割新会社が売却対象不動産を売却するときの売却条件は、原則として以下のとおりとする。

ａ　現状有姿かつ公簿売買とし、更生会社又は分割新会社は境界確認の責任及び瑕疵担保責任を一切負わないことを原則とする。

ｂ　土壌・地下水の汚染等環境問題に関する調査費用並びに土壌・地下水等の汚染の除去費用及び拡大防止費用は、買主の負担とし、更生会社又は分割新会社は何らの責任も負わないことを原則とする。

ｃ　売却対象不動産に係る賃貸料収入、諸経費、借地料、固定資産税・都市計画税等の公租公課については、買主との関係では、所有権移転・引渡日の前日までは売主の利得・負担とし、所有権移転・引渡日からは買主の利得・負担とする。

イ　管財人又は分割新会社は、売却対象不動産を目的とする担保権に係る更生担保権者とあらかじめ協議した上で当該売却対象不動産の売却先を探し、当該更生担保権者の同意を得て当該売却対象不動産の全部又は一部を売却する。

ただし、更生計画認可決定確定日から１年を経過しても売却が完了していない売却対象不動産がある場合には、分割新会社は、当該売却対象不動産を目的とする担保権に係る更生担保権者との協議によらずにその売却先を探して売却することができるものとする。この場合、当該更生担保権者は、分割新会社が売却先、売却価格、売却条件等を当該更生担保権者に通知してから１ヶ月以内に、担保権者への弁済額がより多くなる条件での売却先、売却価格、売却条件等を分割新会社に通知しなかった場合は、分割新会社による当該不動産の売却に異議を述べることができない。

②　管財人又は分割新会社は、前記①に従って売却対象不動産を売却したときは、当該売却対象不動産を目的とする担保権に係る更生担保権について、当該売却対象不動産の売却代金の全額を受領した日から１ヶ月を経過した日、当該未確定更生担保権が確定した日から１ヶ月を経過する日及び第３章第１節２記載の弁済期のいずれか遅い日までに、当該売却代金（消費税及び地方消費税込み）から、当該売却代金（消費税及び地方消費税抜き）の2.5％相当額（以下「繰入額」という。）と以下ａないしｊに掲げる諸経費の合計額を控除した残額（以下「売却手取額」という。）を、当該売却対象不動産を目的とする担保権に係る更生担保権の弁済に充てる。

ａ　売主負担の仲介手数料、契約書・領収書の印紙代

ｂ　売主負担の測量費用、土壌調査費用

ｃ　売主負担の手付金保全手数料

ｄ　売主負担の登記手続費用

ｅ　売主負担の原状回復費用、土壌汚染洗浄等有害物質の除去費用、保全費用、賃借人の立退料その他不動産の引渡しに必要な費用

ｆ　当該不動産に対する更生計画開始決定日以降引渡完了日までの固定資産税、都市計画税、特別土地保有税等の公租公課

ｇ　当該不動産に対する更生計画認可決定日以降引渡完了日までの共益費・管理費・火災保険料等の当該担保不動産の維持費用

ｈ　当該不動産に賃借人がいる場合に、売却に伴い買主が承継する敷金

ｉ　その他当該不動産売却に必要な費用

ｊ　上記各経費等に賦課される消費税及び地方消費税

③　売却対象不動産を売却するまでの間、管財人又は分割新会社が売却対象不動産を賃貸し、賃料収入を得ていた場合は、前記②で算定する当該売却対象不動産の売却手取額に、更生手続開始決定後から売却までの間の賃料収入額（消費税及び地方消費税抜き）を加算し、当該賃料収入を得るために更生会社が負担することとなる費用等（管理費用及び修繕費を含むが、これに限らない。消費税及び地方消費税抜き。）を控除するものとする。

④　売却対象不動産の売却において、前記②及び③により算定される売却手取額が、当該売却対象不動産を目的とする担保権に係る更生担保権の確定債権額の合計額を下回った場合（以下、下回った額を「確定更生担保権不足額」という。）、当該更生担保権のうち確定更生担保権不足額に相当する金額については、他の確定更生債権者が第３章第３節２⑴③の定めにより取得した無議決権優先株式についての残余財産分配額が確定した時に、分割新会社は、その確定時に、他の確定更生債権者が第３章第３節の定めに従って受ける弁済（無議決権優先株式による残余財産の分配を含む。）による最終的な合計弁済率と同等の弁済率となるまで免除を受けるものとし、その免除後の確定更生担保権不足額の残額を分割新会社の残余財産分配と同時期に弁済する。

⑤　売却対象不動産の売却において、前記②及び③により算定される売却手取額が、当該売却対象不動産を目的とする担保権に係る更生担保権の確定債権額の合計額を上回った場合（以下、上回った額を「更生債権変更額」という。）、管財人又は分割新会社は、当該更生担保権者が有する確定更生債権のうち更生債権変更額に相当する額については第３章第３節２⑴に定める免除を受けずに前記②に従って弁済するものとする。

⑥　本件未確定更生担保権について、管財人又は分割新会社が本件未確定更生担保権に係る債権確定手続において、本件未確定更生担保権に係る